

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件</p> <p>第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ <u>土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ <u>土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u> (当該高さが外壁等の高さを超える場合) 又は外壁等の高さ)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 土石流の高さ <u>土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた土石流による最大の力が建築物に作用する場合の土石流</u></p> | <p>土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件</p> <p>第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ <u>土石等の移動による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ <u>土石等の堆積による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ</u> (当該高さが外壁等の高さを超える場合) 又は外壁等の高さ)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 土石流の高さ <u>土石流による最大の力が建築物に作用する場合の土石流の高さ</u> (当該高さが外壁等の高さを超える場合) 又は外壁等の高さ)</p> |

の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあつては外壁等の高さ）

七（略）

八 地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等の高さ 土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知事が定めた地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等の高さ（当該高さが外壁等の高さを超える場合にあつては外壁等の高さ）

第二（略）

一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)（略）

(2) 控壁の構造方法

(i) (略)

(ii) (略)

(iv) 外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の

断面積の和を、次の表二の数値以上とすること。

表二

| | | |
|------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ（単位メートル） | 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ（単位メートル） | 縦筋の断面積の和（単位平方ミリメートル） |
|------------------------------|------------------------------|----------------------|

壁等の高さ）

七（略）

八 地滑り地塊の滑りに伴つて生じた土石等の高さ 地滑り地塊の滑りによる土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等の高さ

第二（略）

一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)（略）

(2) 控壁の構造方法

(i) (略)

(ii) (略)

(iv) 長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二の数値以上とすること。

表二

| | | |
|------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ（単位メートル） | 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ（単位メートル） | 縦筋の断面積の和（単位平方ミリメートル） |
|------------------------------|------------------------------|----------------------|

| | | |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(v) (iv)に定めるもののほか、補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で縦横に配置すること。

(vi) (vii) (略)

(3) (略)

ロ (略)

ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)・(2) (略)

(3) 基礎の構造方法

第一号ロ(4)に定める構造方法とすること。

二 (略)

第三 (略)

一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

| | | |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(v) 補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で横に配置すること。

(vi) (vii) (略)

(3) (略)

ロ (略)

ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1)・(2) (略)

(3) 基礎の構造方法

第二号ロ(4)に定める構造方法とすること。

二 (略)

第三 (略)

一 次のイ又はロのいずれかに該当する構造方法

イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

- (1) (略)
- (2) 控壁の構造方法
- (i) (略)
- (ii) 外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の断面積の和を、次の表十の数値以上とすること。

表十

| | |
|------------------|------------------------|
| 土石流の高さ (単位 メートル) | 縦筋の断面積の和 (単位 平方ミリメートル) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

- (iii) (略)
- (3) (略)
- ロ (略)
- ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二百六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの
- (1) (3) (略)
- 二 (略)

- (1) (略)
- (2) 控壁の構造方法
- (i) (略)
- (ii) 長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表十の数値以上とすること。

表十

| | |
|------------------|--------------------------------|
| 土石流の高さ (単位 メートル) | 縦筋の断面積の和 (単位 一メートルにつき平方ミリメートル) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

- (iii) (略)
- (3) (略)
- ロ (略)
- ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの
- (1) (3) (略)
- 二 (略)

第四 (略)

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法
- イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの
 - (1) (略)
 - (2) 控壁の構造方法
 - (i) (略)
 - (ii) 外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の断面積の和を、次の表十六の数値以上とすること。

表十六

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ (単位 メートル) | 縦筋の断面積の和 (単位 平方ミリメートル) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

- (3) (iii) (略)
- ロ (略)
- ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩

第四 (略)

- 一 次のイ又はロのいずれかに該当する構造方法
- イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの
 - (1) (略)
 - (2) 控壁の構造方法
 - (i) (略)
 - (ii) 長さ一メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表十六の数値以上とすること。

表十六

| | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の高さ (単位 メートル) | 縦筋の断面積の和 (単位 一メートルにつき平方ミリメートル) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

- (3) (iii) (略)
- ロ (略)
- ハ 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩

壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される
外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1) (3) (略)

二 (略)

第五 (略)

壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される
外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの

(1) (3) (略)

二 (略)

第五 (略)